

令和7年度 第2回 静岡市感染症対策協議会
(令和7年11月10日(月) 19:15~20:45)

静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

- | | | | |
|---|------------|----|-----------|
| 1 | 要旨 | 7 | 計画改定のポイント |
| 2 | 計画策定・改定の経緯 | 8 | 改定方法 |
| 3 | 計画の沿革及び概要 | 9 | 改定後の構成 |
| 4 | 計画の目的等 | 10 | 改定内容 |
| 5 | 課題(国・県・市) | 11 | 各論 |
| 6 | 改定の基本方針 | 12 | 今後のスケジュール |

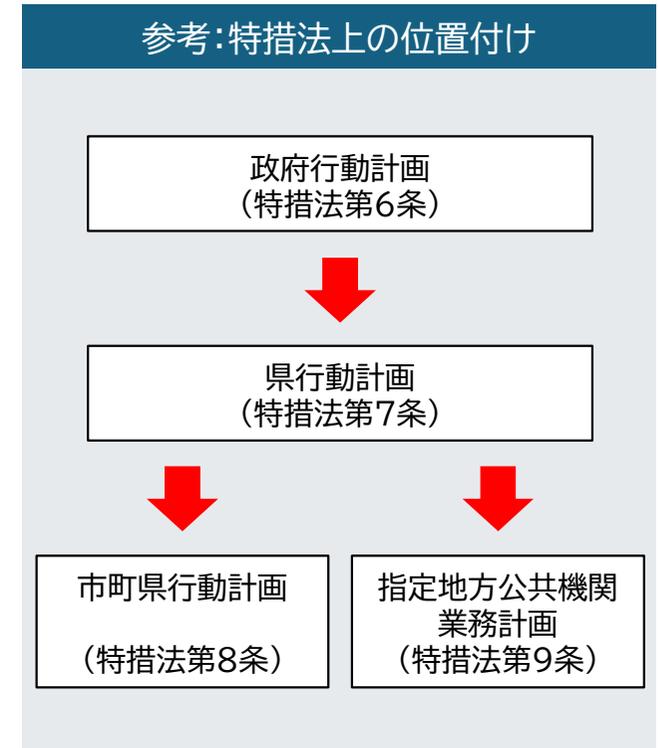
1 要旨

- 新型コロナの経験を踏まえ政府の行動計画及び県の行動計画が改定されたことを受け、「静岡県新型コロナウイルス感染症等対策行動計画」(平成26年2月策定)を国及び県の改定に準じて令和7年度末までに改定を行う。
- 改定にあたっては感染症に関する専門家等からの意見聴取や県への意見照会等を実施する。

2 計画策定・改定の経緯

- 平成25年に直近での感染症対応の混乱を受け、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が成立し、同法に基づき「新型インフルエンザ等対策行動計画」政府行動計画及び県行動計画が策定、翌年度に市行動計画が策定された。
- COVID-19の流行時に初めて本法が適用され緊急事態宣言が行われ、行動計画に基づいて対策が実施された。
- コロナ禍での対応経験を受け、約10年ぶりとなる初の抜本改正が政府行動計画に対して令和6年度に行われた。これを受ける形で、県計画の改定が令和6年度末に行われ、市町の計画も令和7年度に改定されることとなった。

	経過及び予定
H21	A/H1N1亜型インフルエンザが流行・対応が混乱
H22～24	対策の総括・法的根拠の明確化の為、法整備の検討が行われる
H25.4	特措法(新型インフルエンザ等対策特別措置法)施行 日本国政府及び地方公共団体、指定された公共機関が新型インフルエンザ等の発生に備え行動計画を作成することが特措法に定められる
H25.6	特措法に基づく政府行動計画の策定
H25.9	県 行動計画の策定
H26.2	市 行動計画の策定
R2.3	新型コロナウイルスの感染拡大 COVID-19を適用対象とする特措法の改正
R5.5	COVID-19 5類移行
R6.7	国 行動計画改定
R7.3	県 行動計画改定
R8.3	市 行動計画改定期限
R8.6	市議会への報告及び公表



	静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画	静岡市感染症予防計画
計画概要	市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示し、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応ができるよう、 対策の選択肢を示すもの	感染症の発生の予防、まん延防止のための施策、医療提供体制の確保に関する事項等についての 基本的考え方を示すもの
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
法の目的	新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする	感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること
対象となる感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ 指定感染症 ・ 新感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ 指定感染症 ・ 新感染症 ・ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症
策定	平成 26年（2014年）2月	令和 6年（2024年）3月
おもな記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項 2 市が実施する次に掲げる措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び市民への適切な方法による提供 ・ 感染を防止するための協力の要請、市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・ 医療の提供体制の確保に関する措置 ・ 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置 3 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項 4 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項 5 新型インフルエンザ等対策に関し市長が必要と認める事項 	<ol style="list-style-type: none"> 1 発生前及び発生時の対策 2 感染症に係る医療提供体制及び感染症患者の移送体制の確保 3 体制確保に係る数値目標 4 国・県・他県等及び関係機関との連携協力の推進体制 5 調査研究の推進及び人材の育成 6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供 7 特に総合的に予防対策を推進すべき感染症対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 結核対策 ・ HIV／エイズ、性感染症対策 ・ 麻しん・風しん対策 ・ 肝炎対策 8 その他の施策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の対応 ・ 外国人への対応

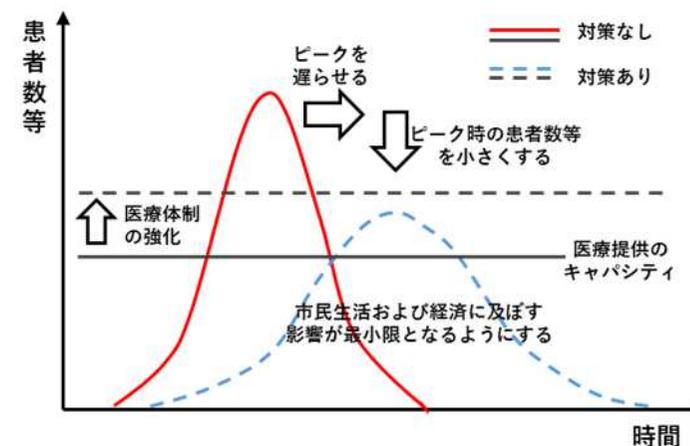
→ 静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定にあたっては、静岡市感染症予防計画との整合性を図る必要がある

3 計画の沿革及び概要

- 現行の市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画(2013年)と整合を図った上で、2014年に策定
- 新型コロナの経験を踏まえ政府行動計画及び県行動計画が全面改定(2024年)されたことを受け、市行動計画を改定

4 計画の目的等

目的	新型インフルエンザ等への対策強化を図り、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする(イメージ図参照)
根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)
計画期間	2025年度から(政府・県行動計画改定にあわせ概ね6年ごと改定)
関係計画	静岡市感染症予防計画、静岡市保健医療計画



5 課題(国・県・市)

- 新型コロナ対策の初動において体制整備に時間を要した、現行の市行動計画の対策項目以外の事項への対策(検査体制の整備、個人防護具の確保等)が必要であったことに加え、平時の具体的な準備が定められていなかった
- 対策の切替えのタイミングが不明確であったウイルスの変異等による複数の感染拡大の波の発生に対してリスク評価に関する視点がなかった
- 平時から感染症危機を想定した方針決定の仕組みや、初動期において専門家の意見を施策に反映させる体制がなかった(司令塔機能を担う部署や、常設の専門家会議がなかった)

6 改定の基本方針

- 全面改定(政府・県行動計画と同様)
- 政府行動計画及び県行動計画から市や保健所に関する部分を抜き出して記載
- 平時の準備について充実(定期的な訓練、医療措置協定の締結による医療提供体制の整備等)
- コロナ禍の対応を踏まえた、新型インフルエンザ以外も想定した記載を充実

7 計画改定のポイント

記載項目	現計画	新計画
策定/改定	平成26年(2014年)2月策定	約10年ぶり、初の抜本改正 ✓ 新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン ✓ 治療薬では抗インフルエンザウイルス薬に限った記載	新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	未発生期として記載 ✓ 国際連携や情報収集、情報提供・共有等について記載	記載を3期(準備期、初動期、対応期)に分け、 <u>準備期の取組を充実</u> ✓ 個人防護具等の備蓄、ワクチン等の開発 ✓ DXの推進 ✓ 人材育成を含めた具体的な体制整備
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止 ⑤医療、⑥住民生活・地域経済	<u>13項目に拡充(細分化)</u> ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスコミ、⑤水際、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬住民生活・地域経済 ✓ 新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実 ✓ 約60ページ→約90ページに拡充
複数の感染拡大への対応	なし ✓ 比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応・ <u>対策の機動的切替え</u> ✓ ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ✓ DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集・分析し施策に活かす体制を構築
実効性確保	なし ✓ おおむね毎年度フォローアップ	実施状況の毎年度フォローアップ・おおむね6年※ごとの改定を明記 ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 ✓ 検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等の見える化 ※ 感染症法上の基本指針、医療法上の医療計画と同様

8 改定方法

- 既に改定されている政府行動計画及び県行動計画には、市町村(保健所設置市・保健所・地衛研等)についても記載されており、これらと整合を図る必要がある。(=市で記載項目・内容を自由に設定できるわけではない)
- 国から県に対して、「改定の手引き」が示されており、県がこれを静岡県内版に修正した「市町村行動計画作成の手引き(静岡県版)」をベースに市の行動計画を作成することとなる。
- 改定にあたっては、政府計画・県計画からの主語の置き換えを原則とし、必要に応じ、独自記載を追加する。

計画	各行動計画での表記 (例：初動期における、情報収集・分析から得られた情報の(共有)公表に関して)	改定時の流れ
政府	2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有 国は、 新たな感染症が発生した場合は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、 都道府県等に共有する とともに、国民等に迅速に提供・共有する。	<p>県は、政府計画を基に、県の動きを抽出 必要に応じ、独自項目を追加(②)</p>
県	2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有・公表 ① センター及び保健所設置市は、 新たな感染症が発生した場合には、 国が公表した 感染症情報の分析結果より得られた分析結果に基づく正確な情報について、 必要な場合に公表に関する支援を国から受けつつ 住民等に迅速かつ分かりやすく提供・共有する。 ② センター及び保健所設置市は、 情報等の公表に当たっては、 個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。	
市 (改定案)	2-2. 情報収集・分析から得られた情報の公表 市は、 国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、住民等へ分かりやすく提供・共有する。 市は、 情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。	<p>市は、県計画(県の改定手引)を基に、市の動きを抽出</p>

9 改定後の構成

➤ 国・県の示す改定手引きに準拠した構成とする

国・県手引きが想定する構成（県資料より）

構成	改定方法	要件
①「はじめに」	政府行動計画、政府行動計画ガイドライン、県行動計画等を参考に市町の独自記載 ※特措法第8条第2項各号の規定により、記載を求められる事項あり（国・県手引き参照）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市/地方公共団体/保健所設置市/保健所/地方衛生研究所等が主語の部分の内容を満たす ✓ 3つの対応時期（準備期・初動期・対応期）で記載する
②「Ⅰ 総論」		
③「Ⅱ各論」	「県手引き」の主語の置き換えで要件を満たす	



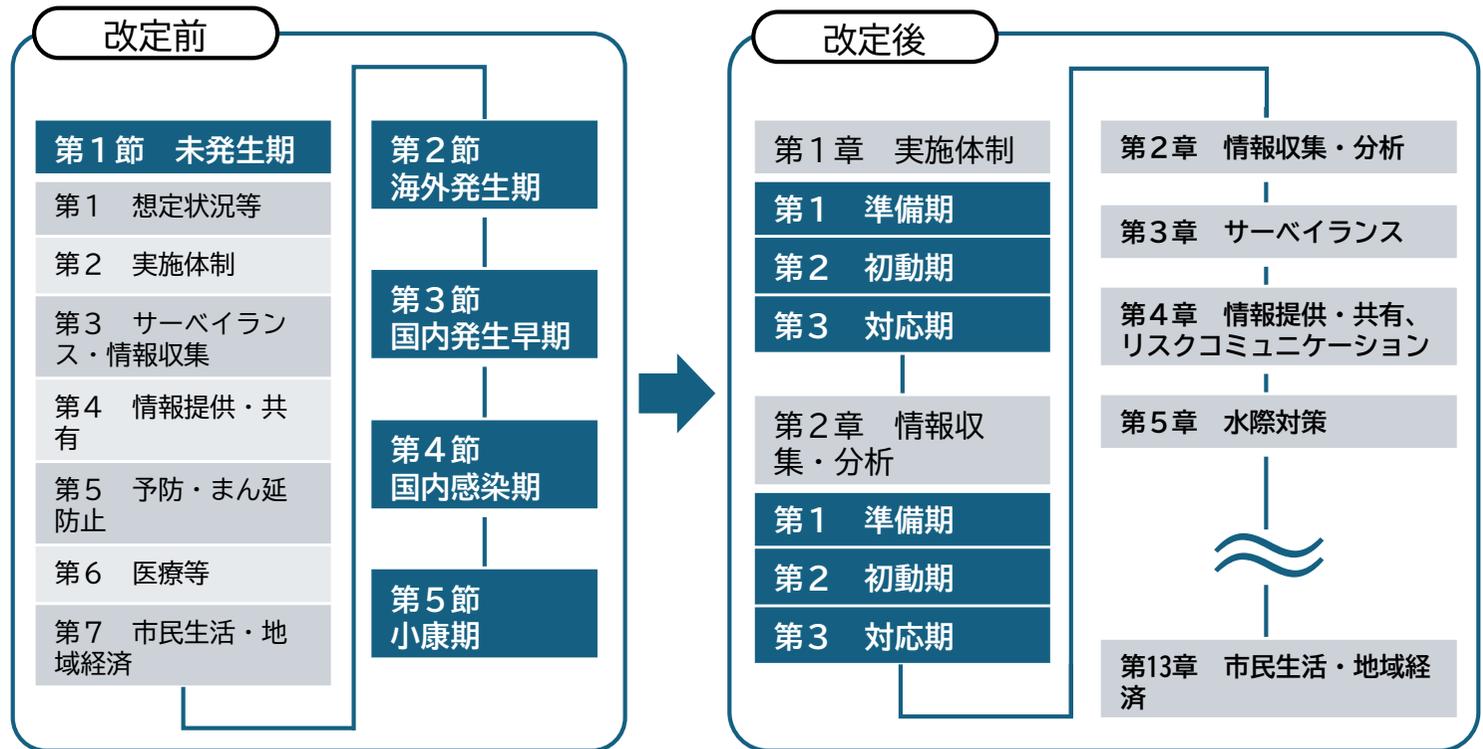
①はじめに ②Ⅰ 総論	記載内容・留意事項等
はじめに	目的・経緯等
Ⅰ：総論	
1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針	・ 国、県の基本方針を参考に基本的考え方・留意点等を記載
2. 対策の基本項目	・ 対策の骨子を整理（具体的には各論で記載）
3. 対策推進のための役割分担	・ 県、関係機関との役割分担の他、「関係機関との協力体制」を記載
③Ⅱ：各論	記載内容・留意事項等
Ⅱ：各論 必要な対策項目 ・ 保健所設置市13項目 ・ 保健所設置市以外7項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策項目毎の実施内容等を記載する。 ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬県民生活・地域経済の安定の確保

10 改定内容

対応時期別に各項目を記載する方式から、**項目別に各対応時期の内容を記載する方式に変更**

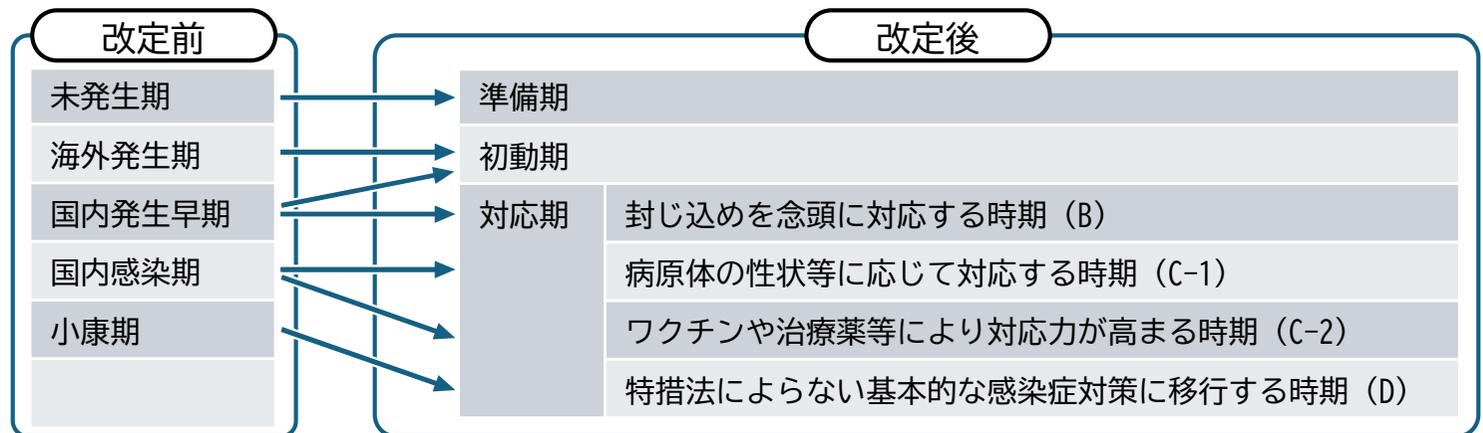
- ✓ 各項目ごとにまとめることで、各部署の動きの推移を明確化
- ✓ 全項目での画一的な時期の切り替えによらない対応を想定
- ✓ 一覧表の作成により、同時期の動きも可視化

全体を通じての変更



対応期の区分を、未発生期～小康期の5期から、**準備期～対応期(D)の3期6段階に変更**

- ✓ 政府、県計画の改定と同様の時期区分に変更し、足並みを揃える



第1章 実施体制

(旧：実施体制)

改定のポイント

- ◆ 行動計画の見直し時及び有事における意見反映のプロセスを記載
- ◆ 事務代行や応援について明記

【改定前】 記載内容とその課題

- ✓ 市行動計画見直し時や、有事において外部有識者・関係者へ意見を聴く記載がなく、関係者の意見反映のプロセスが明確ではなかった
- ✓ 各段階に応じた、必要な事務代行・応援についての記載がなかった
- ✓ 対策実施に係る経費について記載されていなかった

【改定案】 課題に対応する新規記載内容（案）

- ✓ 市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くことを明記した
- ✓ 事務代行や応援について明記した
- ✓ 機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援の活用、地方債発行の検討について記載した

第2章 情報収集・分析

(旧：サーベイランス
・情報収集)

改定のポイント

- ◆ 国及び国立健康危機管理研究機構(以下「JIHS」)等との情報収集・分析に関する訓練の実施について記載
- ◆ 有事における国と連携した情報収集とリスク評価について記載

【改定前】 記載内容とその課題

- ✓ 情報収集・分析に関する訓練等の記載がなく、訓練の実施による、有事の実効性の担保に関する視点がなかった
- ✓ 情報の収集に関する記載が中心で、情報をどのように活用するかがわかりづらかった

【改定案】 課題に対応する新規記載内容（案）

- ✓ 国及びJIHS等と連携した、シミュレーションや定期的な演習、訓練を通じた、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認について記載した
- ✓ 収集した情報に基づく、国及びJIHSが行う新たな感染症についてのリスク評価に資する情報の提供と、リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施について記載した
- ✓ 地域の実情に応じた、積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直すこととした

第3章 サーベイランス

(旧：サーベイランス
・情報収集)

改定のポイント

- ◆ 平時における対応の記載を充実
- ◆ 状況に応じたサーベイランスの切替え（全数把握から定点把握への移行等）
- ◆ サーベイランスから得られた情報の住民への分かりやすい提供と個人情報の保護について記載

【改定前】 記載内容とその課題

- ✓ 冬季の季節性インフルエンザに主に焦点を当てていた
- ✓ 平時における通常のサーベイランスの実施に関する記載が中心で、体制整備等の平時の準備に関する視点がなかった
- ✓ サーベイランスの切替えに関する記載がなく、感染状況や病原体の性状等の変化があった際の適時適切な切替えの視点がなかった
- ✓ 住民への情報提供・個人情報保護の記載がなく、サーベイランスから得られた情報の提供という視点がなかった

【改定案】 課題に対応する新規記載内容（案）

- ✓ 時期を指定しないサーベイランス体制の記載に変更、集団発生事例の報告、情報交換について明記
- ✓ 家畜などの感染症監視体制、サーベイランスに係る人材の育成と確保、研修参加等の記載、保健所内への講習・訓練、DXの推進等を記載した
- ✓ 有事のサーベイランス体制について明記、公表情報の検討について記載した
- ✓ 分析結果に基づく正確な情報の住民等への提供・共有及び個人情報の保護へ十分留意することを明記した

第4章 情報提供・共有 リスクコミュニケーション

(旧：情報提供・共有)

改定のポイント

- ◆ 項目名としてリスクコミュニケーションを追加し、双方向のコミュニケーションの実施を記載
- ◆ 偏見・差別、偽・誤情報への対応を記載
- ◆ 状況の変化に応じた情報提供の方針の見直しを記載

【改定前】 記載内容とその課題

- ✓ 情報提供の手段に関する記載のみで、双方向のコミュニケーションの視点がなく、具体的な情報提供の想定もわかりづらかった
- ✓ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応の記載がなく、新型コロナウイルス時の偏見や差別等の状況に対応する必要があった
- ✓ 状況の変化に応じた情報提供方針の見直しという視点がなく、状況に応じた情報提供の方法・内容がわかりづらかった

【改定案】 課題に対応する新規記載内容（案）

- ✓ 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションの方法を整理し、高齢者、こども、日本語能力が十分ではない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮
- ✓ 感染症の正しい知識とともに偏見・差別が許されないこと及び、偽・誤情報に関する啓発の実施、有事における科学的知見等に基づく情報の繰り返しの提供・共有
- ✓ リスク評価による対応の見直しや、平時への移行に際して留意すべき点等の状況に応じた情報提供・共有

第5章 水際対策

(旧：なし)

改定のポイント

- ◆ 水際対策の実施主体は基本的に国（検疫所）であり、平時の連携体制の構築と国の対策への協力について記載

【改定前】 記載内容とその課題

- ✓ ほぼ記載がなく、水際対策に関して、市としての協力内容についてわからなかった

【改定案】 課題に対応する新規記載内容（案）

- ✓ 検疫所が実施する訓練への参加等による、連携体制の整備について記載した
 - ✓ 有事における国の水際対策のへ市も協力することを明記した
- 【市の協力の内容】
- ・ 検疫所におけるPCR検査実施への協力
 - ・ 居宅等待機者に対する健康監視の実施

第6章 まん延防止

(旧：予防・まん延防止)

改定のポイント

- ◆ 感染防止策の緩和（対策の縮小・中止）を含めた機動的な適用を記載
- ◆ 国の支援策と連携した財政上の措置等の実施について記載

【改定前】 記載内容とその課題

- ✓ 短い期間での高頻度のウイルス変異や、対策が長期化した場合の想定が不十分であった
- ✓ まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等における、事業者や学校等への要請主体が整理されていない

【改定案】 課題に対応する新規記載内容（案）

- ✓ 感染症の性状等を踏まえた感染防止策を、緩和を含め機動的に適用することを記載した
- ✓ 濃厚接触者対策や予防投与に関する記述を追加した
- ✓ 対象ごとの要請主体を明確化した
- ✓ 水際対策や予防接種に関する内容は、それぞれの章へ移動した

第7章 ワクチン

(旧：予防・まん延防止)

改定のポイント

- ◆ ワクチンの研究開発支援について、国・県とともに協力することを記載
- ◆ 国・県と連携した平時からの接種体制構築の準備について記載
- ◆ ワクチンの有効性・安全性に関する情報提供等について記載

【改定前】 記載内容とその課題

- ✓ 新型インフルエンザのみを念頭としておりワクチンの研究開発という視点がなかった
- ✓ 平時に接種体制構築のための準備をどのように行うべきかわかりづらかった
- ✓ 情報収集に関する記載のみで、住民への情報提供、住民からの相談対応に関する視点がなかった

【改定案】 課題に対応する新規記載内容（案）

- ✓ ワクチンの研究開発や感染症の基礎研究及び臨床研究への市の支援を明記した
- ✓ 平時からの国、市町及び関係団体との連携、接種に関する医療従事者の体制、会場等を含めた接種体制の構築に必要な訓練の実施について記載した
- ✓ 情報提供・共有による、平時からのワクチンに関する理解の促進、有事における接種に関する情報提供（有効性、安全性及び接種スケジュール）等について記載した

第8章 医療

(旧：予防・まん延防止)

改定のポイント

- ✓ 有事における医療提供体制を明確化
- ✓ 自宅療養及び宿泊療養等の記載の充実
- ✓ 要配慮者対応や人工呼吸器・ECMO等の利用についての体制準備を明記

【改定前】 記載内容とその課題

- ✓ 感染症指定医療機関による対応が中心であり、医療提供体制の構築や、自宅や宿泊療養施設での療養に対応していなかった
- ✓ コロナ禍で生じた、要配慮者対応や人工呼吸器・ECMO等の利用についての視点の不足

【改定案】 課題に対応する新規記載内容（案）

- ✓ 有事における医療提供体制の確保・構築を明確化した
- ✓ 自宅療養及び宿泊療養等の記載を充実（民間搬送事業者との連携、パルスオキシメーター測定等体制等）させた
- ✓ 特に配慮が必要な患者（透析患者、小児、妊婦、緊急手術患者等）や、人工呼吸器やECMO等による対応が必要な重症患者に関する医療提供の確保について明記した

第9章 治療薬・治療法

(旧：医療等)

改定のポイント

- ✓ 治療薬の研究開発支援について、市も国・県とともに支援することを記載
- ✓ 抗インフルエンザ薬の予防投与に加え、供給体制構築の準備・有事の配分について記載
- ✓ 治療薬・治療法に関する住民への情報提供について記載

【改定前】 記載内容とその課題

- ✓ 新型インフルエンザのみを念頭としており、治療薬の研究開発という視点がなかった
- ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・予防投与に関する記載が中心であり、治療薬等の「供給」に関する視点がなかった
- ✓ 医療機関等への情報提供の関する記載のみで住民への情報提供に関する視点がなかった

【改定案】 課題に対応する新規記載内容（案）

- ✓ 治療薬の研究開発や感染症に関する研究への市の協力について記載した
- ✓ 平時における治療薬の供給体制の検討と、有事における県及び国による医療機関や薬局への配分
- ✓ 治療薬・治療法の住民への情報提供について記載した
- ✓ (新型インフルエンザの場合)
各段階における高インフルエンザウイルス薬の仕様について、対象者、方針を明記した

第10章 検査

(旧：医療 等)

改定のポイント

- ✓ 平時からの検査体制の整備を記載
- ✓ 有事における、病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更について記載
- ✓ 市民生活・地域経済との両立を目的とした検査結果の利活用について記載

【改定前】 記載内容とその課題

- ✓ 検査に関する国の技術的支援の記載のみで、検体採取・検査分析が可能な機関の整備等による検査ニーズへの対応という視点がなかった
- ✓ 独立した対策項目となっておらず、状況の変化等に伴う対策の切替えタイミング等がわかりづらかった
- ✓ 市民生活・地域経済との両立を目的とする検査の利活用について定められていなかった

【改定案】 課題に対応する新規記載内容（案）

- ✓ 市は、平時から検体搬送を含む訓練を実施する
- ✓ 市は、国が実施する感染症の特徴、病原体の性状、流行状況等に基づくリスク評価と検査実施の方針決定及び見直しに協力する
- ✓ 国の方針を参考としつつ、市民生活及び地域経済の維持を目的とした検査の利活用の実施（新型コロナ時の検査による行動制限の緩和等）を判断する

第11章 保健

(旧：医療 等)

改定のポイント

- ✓ 平時からの保健所体制の整備と訓練の実施について記載
- ✓ 保健所業務ひっ迫時の支援体制、病原体の性状や感染状況に応じた体制の見直しについて記載
- ✓ 健康観察・生活支援について記載
- ✓ 保健所・環保研等における情報提供・リスクコミュニケーションについて記載

【改定前】 記載内容とその課題

- ✓ 平時における保健所体制の整備に関する記載がなく、有事への備えがわかりづらかった
- ✓ 有事における保健所業務の一元化、外部委託及び応援職員の派遣等の記載がなく、新型コロナウイルス発生時に保健所業務のひっ迫を招いた。また、状況に応じた体制の見直しという視点がなかった
- ✓ 自宅療養という概念がなく、自宅療養者への健康観察及び生活支援の対応という視点がなかった
- ✓ 保健所単位での地域住民への情報提供・相談等のリスクコミュニケーションの視点がなかった

【改定案】 課題に対応する新規記載内容（案）

- ✓ 有事において、積極的疫学調査や病原体の収集等を適切に実施できるよう体制確保や研修・訓練等を実施するとともに、業務の優先度の整理について記載した
- ✓ 外部委託や一元化が可能な業務の想定と、応援職員の体制について整理するとともに、状況の変化に応じた体制の見直しの実施について記載した
- ✓ 自宅療養者の健康観察の実施、ケアマネージャー等による生活支援との連携
- ✓ 保健所による、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、障がい者等に配慮した、管内住民への情報提供、相談等のリスクコミュニケーションの実施について記載した

第12章 物資

(旧：市民生活・地域経済の安定の確保)

改定のポイント

- ✓ 有事において、各省庁や地方公共団体、指定（地方）公共機関等と連携した感染症対策物資等の融通・協力について記載
- ✓ パルスオキシメーター等、自宅療養や宿泊療養において必要となる医療機器について記載

【改定前】 記載内容とその課題

- ✓ 物資不足時の対応についての視点がなかった
- ✓ 自宅療養や宿泊療養で必要となる物資についての視点がなかった

【改定案】 課題に対応する新規記載内容（案）

- ✓ 有事における物資不足等いて、各省庁や地方公共団体、指定（地方）公共機関等と連携した感染症対策物資等の融通・協力について明記した
- ✓ パルスオキシメーター等、自宅療養や宿泊療養において必要となる医療機器について明記

第13章 市民の生活及び地域 経済の安定の確保

(旧：市民生活・地域経済の安定の確保)

改定のポイント

- ✓ 有事の影響を減らす観点から、事業者における平時の備え（事業継続計画策定・備蓄）への勧奨
- ✓ ◆まん延の防止措置による影響（心身への影響、生活支援、教育の継続等）への対応について記載
- ✓ ◆国の支援策と連携した財政上の措置等の実施について記載

【改定前】 記載内容とその課題

- ✓ 県、市町、指定（地方）公共機関、登録業者による対応が記載の中心で、各事業者における対応（従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策等）という視点がなかった
- ✓ まん延の防止に関する措置により生じ得る様々な影響への対応という視点がなかった
- ✓ 影響を受けた事業者への支援という視点がなかった

【改定案】 課題に対応する新規記載内容（案）

- ✓ 平時における国と連携した、事業者の業務継続計画の策定勧奨・支援、食料品や生活必需品等の備蓄勧奨について記載した
- ✓ 国と連携した心身の影響等への各種対策（メンタルヘルス対策等の心身への影響への対策、教育及び学びの継続に関する取組、まん延の防止に関する措置により生じた影響に対する支援）の実施
- ✓ 市民生活及び地域経済の安定確保と影響を受けた事業者への国の支援策と連携した財政上の措置等の実施

12 令和7年度における協議会及び行動計画改定スケジュール(案)

